一般公募版

2017年5月22日

正規職員（中途採用）公示

神奈川大学生活協同組合
理事長　鈴木　陽一

正規職員（中途採用）の募集をします。

1. 採用予定人数および職務内容

   若干名　総合職／店舗業務全般、食堂部／調理・企画・発注管理

2. 応募資格

   2017年5月1日現在、満25歳以上の実務経験者

3. 採用方法

   【総合職を希望する者】

   書類審査、面接、健康診断

   【食堂部を希望する者】

   書類審査、面接、健康診断

   ＜共通論文テーマ＞これまでの社会経験を振り返り、大学生協で働くにあたり、どのようにその経験を生かせるか1600字以上で論じなさい。

   ＜食堂部専用課題＞お弁当メニュー1品を考案し、企画書を提出しなさい。（詳細は別紙を参照すること）

4. 試験日程・採用連絡

面接	書類審査合格者のみ、追って通知する
健康診断	後日指定する
採用連絡	2017年7月31日までに合格者に通知する

5. 給与

   22号俸　201,000円以上

   中途採用扱いとし、中途採用者給与等細則に則る

6. 申込手続き及び受付期間

   応募用紙および論文・課題を揃え、下記までレターパックで送付すること

   受付期間は、2017年6月12日（月）まで（消印有効）とする。

7. その他

   採用は、2017年10月1日からとする。

   応募用紙は手書きで記入すること

   職歴欄で書ききれない場合は別紙履歴書を提出すること

   年は「西暦」で記入すること

8. 送付先

   〒221-0802　横浜市神奈川区六角橋4-7-3

   神奈川大学生活協同組合　採用担当　滝澤　宛

   TEL：045-481-5688

一般公募版

＜神大生協 正規職員応募用紙＞

ふりがな 氏　名	印	性別
年　月　日生（満　歳）	TEL : 携帯：	
E-Mail :		
ふりがな 現住所 〒		
神奈川大学生協横浜キャンパスまでの交通手段	所要時間、交通費（片道）の合計 計　分 計　円	

【学歴】

学歴	専攻・専門	入学（年月）	卒業（年月）
高校		年　月	年　月
大学	学部 学科	年　月	年　月
その他		年　月	年　月

【職歴】　※　卒業後から現在に至る職歴をすべて記入してください（アルバイトは除く）

年	月	職場・職務内容

【志望動機】

【自己ＰＲ】自分の長所と短所を含めて、200 字以内

【免許・資格など】

年	月	免許・資格など

【アルバイト経験】（4 社以上の経験がある場合は、直近 3 社分を記入すること）

年	月	職場・職務内容

【社会で学んだこと】

【毎日の生活の中で大切にしていること】

【生協で働くということ】

私、　　は、

神奈川大学生活協同組合の正規職員中途採用

（　総合職　／　食堂部　）　に応募します。

2017 年　　月　　日

一般公募版

＜食堂部専用課題＞

お弁当メニュー1 品を考案し、企画書を提出しなさい。以下の条件を満たしていれば、書式は自由とします。

【企画条件】

A) 販売対象は 18 歳～22 歳の男女の昼食とする
B) 販売価格帯は 420 円～500 円（税抜）とする。
C) 原価率は 50%とする。
D) 容器代は材料費に含まないものとする。
E) １食あたりのライスの分量は 250ｇとする。
F) 食材価格は以下の表を参照すること。
G) 野菜・調味料・上記以外の食材については市場価格を参考にし、計算すること。

【食材価格表】（税抜）

食材	単位	価格
生米	1kg	300 円
鰤・さわら・たら・鮭	1g	1.5 円
鯖	100g	60 円
鶏肉	100g	50 円
豚肉	100g	90 円
牛肉	100g	150 円
卵（平均 60g）	1 個	20 円

※ 肉類の部位は問わないこととする
※ その他不明な点があれば、下記に問い合わせすること

【問い合わせ】

神奈川大学生活協同組合　食堂部店長　岡崎
TEL　：045-481-3600（直通）
E-Mail ：seikyou@ku-coop.org

中途採用者給与等細則

第１条　　中途採用者の基本給等の確定を第２条以下の条項で定める。

第２条　　学校を中退した場合は、前学歴に中退するまでの学年を経験年数として加算することがある。

第３条　　途中採用者の経験年数換算は新卒者の採用基準に定める基本給に次の基準で算定する。ただし詳細はその都度理事会で決定する。

（１）　同種の職務に従事した期間　　８割～10 割
（２）　異種の　　〃　　５割～ ７割
（３）　その他　　〃　　３割～ ５割

第４条　　通常の採用者と著しく不均衡の場合はあらかじめ採用時に、又は就労２年～5 年の間に勤務状態を加味しながら調整給を算定し、基本給等に加算する。

第５条　　特別の技能・経験等を採用の条件とされたものは採用時に特別な一時金を支給することがある。支給額等は専務理事が常務理事会に提案する。

第６条　　本規則の改廃は、理事会において行う。

第７条　　本細則は 2014 年４月１日より施行する。